



## 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
神戸市役所  
編集兼印刷発行人 神戸市長  
発行日 毎週火曜日

## 目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	生活保護法等による指定医療機関の指定	福祉局くらし支援課	1
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	2
告示	生活保護法等による介護機関の事業の指定	福祉局くらし支援課	3
告示	生活保護法等による指定介護機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	4
告示	生活保護法等による指定介護機関の事業の休止	福祉局くらし支援課	5
告示	生活保護法等による指定施術者の指定	福祉局くらし支援課	6
告示	生活保護法等による指定施術者の事業の廃止	福祉局くらし支援課	7
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局中部建設事務所	8
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局垂水建設事務所	11
公告	建築協定書の提出及びその縦覧(カルチェリベルテ学園都市一戸建住宅街区ー建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	13
公告	建築協定書の公開による意見の聴取(小松すずらん台第2建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	14
公告	建築協定書の公開による意見の聴取(スマートコモンシティ西神南I地区)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	15

# 令和5年8月22日 神戸市公報第3822号

神戸市告示第308号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年8月22日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	指定年月日
神戸元町歯科医院	神戸市中央区元町通1丁目6番6号	令和5年7月1日
名谷ステーションデンタル	神戸市須磨区中落合2丁目3番3号	令和5年6月30日
医療法人社団 高橋歯科醫院	神戸市北区北五葉1丁目7番10号	令和5年6月1日
医療法人社団 ホリスティックあおぞらクリニック	神戸市東灘区森南町1丁目7番12号	令和5年7月1日
三宮・元町 おとな子ども KOTA歯科・矯正歯科	神戸市中央区中山手通2丁目4番15号	令和5年7月19日
訪問看護ステーション祥	神戸市北区鈴蘭台東町1丁目5番2号	令和5年8月1日
井上デンタルクリニック	神戸市西区玉津町高津橋262番地5	令和5年7月1日
ココカラファイン薬局 阪神深江駅前	神戸市東灘区深江北町4丁目1番8号	令和5年7月6日

# 令和5年8月22日 神戸市公報第3822号

神戸市告示第309号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年8月22日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	廃止年月日
坂田歯科医院	神戸市東灘区御影本町6丁目2番19号	令和5年6月9日
オレンジ歯科	神戸市北区南五葉1丁目1番2号	令和5年6月30日
ポラム薬局	神戸市中央区東雲通1丁目3番18号	令和5年6月30日
富田歯科医院	神戸市中央区楠町1丁目15番4号	令和5年6月30日
高橋歯科醫院	神戸市北区北五葉1丁目7番10号	令和5年5月31日
名谷ステーションデンタル	神戸市須磨区中落合2丁目3番1号	令和5年6月29日

神戸市告示第310号

次の介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年8月22日

神戸市長 久元喜造

1 介護事業者

当該指定にかかる 介護事業所の名称	当該指定にかかる 介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる 事務所の所在地	指定年月日	サービス種類
砂のあしあと居宅介護支援事業所	神戸市北区藤原台南町4丁目15番13号	株式会社フレンズ	神戸市北区藤原台南町4丁目15番13号	令和5年6月1日	居宅介護支援（ケアプラン作成）

神戸市告示第311号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の規定により、当該指定介護機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により告示する。

令和5年8月22日

神戸市長 久元喜造

1 介護事業者

当該廃止にかかる 介護事業所の名称	当該廃止にかかる 介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる 事務所の所在地	廃止年月日	サービス種類
砂のあしあと居宅 介護支援事業所	神戸市北区藤原台 南町4丁目11番 7号	株式会社 フレ ンズ	神戸市北区藤原台南 町4丁目15番13 号	令和5年5月31 日	居宅介護支援（ケアプラン 作成）

神戸市告示第312号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の規定より、当該指定介護機関の事業を休止したとして届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により告示する。

令和5年8月22日

神戸市長 久元喜造

1 介護事業者

当該休止にかかる 介護事業所の名称	当該休止にかかる 介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる 事務所の所在地	休止年月日	サービス種類
砂のあしあとヘル パーテーション	神戸市北区藤原台 南町4丁目11番 7号	株式会社フレンズ	神戸市北区藤原台南 町4丁目15番13 号	令和5年5月31 日	訪問介護 介護予防訪 問介護 訪問型サービ ス（独自）

神戸市告示第313号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年8月22日

神戸市長 久元喜造

1 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
中島 純（みなと鍼灸治療院）	中島 純	神戸市長田区六番町8丁目1番地18	令和5年7月1日
小嶋 克英（夢野整体院）	小嶋 克英	神戸市兵庫区湊川町8丁目17番9号	令和5年3月8日
中元 雄大（ハピネス治療院）	中元 雄大	神戸市垂水区西舞子2丁目1番46号	令和5年7月1日
新名 美恵（あうん堂鍼灸院）	新名 美恵	神戸市中央区琴ノ緒町4丁目2番1号	令和5年7月20日
林 健介（夢野整体院）	林 健介	神戸市兵庫区湊川町8丁目17番9号	令和5年8月1日
武内 修	武内 修	神戸市垂水区天ノ下町1番1番553号	令和5年8月1日
岡 幸典（鍼灸・マッサージきらり神戸院）	岡 幸典	神戸市中央区脇浜町3丁目5番10号	令和5年7月25日

2 あん摩マッサージ

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
寺崎 由加理（ハピネスはりきゅう治療院）	寺崎 由加理	神戸市灘区大土平町2丁目2番10号	令和5年7月18日

3 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
岸本 拓朗（新長田整骨院）	岸本 拓朗	神戸市長田区大橋町5丁目3番1の118号	令和5年7月14日

神戸市告示第314号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年8月22日

神戸市長 久元喜造

1 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
小嶋 克英（HPH マッサージ）	小嶋 克英	神戸市垂水区向陽2丁目6番18号	令和5年3月7日
中島 純（みなと鍼灸治療院）	中島 純	神戸市須磨区妙法寺字大門802番4号	令和5年6月30日

2 あん摩マッサージ

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
中谷 伊久男（コンディショニングサポート山崎）	中谷 伊久男	神戸市兵庫区小松通2丁目4番5号	令和5年4月10日

神戸市告示第315号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年8月22日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
- 2 保管期間  
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間  
三宮保管所及び湊町保管所  
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで  
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで  
（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 39台 原動機付自転車 0台	令和5年7月3日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所 電話 511-0515
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 14台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 39台 原動機付自転車 1台	令和5年7月7日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和5年7月8日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 17台 原動機付自転車 0台	令和5年7月10日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 40台 原動機付自転車 0台	令和5年7月12日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 8台 原動機付自転車 0台	令和5年7月14日	
	中央区長期放置	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和5年7月19日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 32台 原動機付自転車 0台	令和5年7月21日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和5年7月24日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 47台 原動機付自転車 0台	令和5年7月25日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 20台 原動機付自転車 0台	令和5年7月26日		
春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台			
中央区長期放置	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和5年7月28日		
三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 13台 原動機付自転車 0台	令和5年7月29日		
元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台			
兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	兵庫区長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和5年7月4日	

神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 0台	令和5年7月5日
兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台	
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
和田岬駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
駐輪場内	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
兵庫区長期放置	自転車 18台 原動機付自転車 1台	
神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台	令和5年7月11日
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台	
神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 0台	令和5年7月13日
兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台	
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 14台 原動機付自転車 1台	
駐輪場内	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
兵庫区長期放置	自転車 6台 原動機付自転車 0台	
神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 25台 原動機付自転車 0台	令和5年7月18日
兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 1台	
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台	
和田岬駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
駐輪場内	自転車 10台 原動機付自転車 0台	
兵庫区長期放置	自転車 12台 原動機付自転車 0台	
神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車 0台	令和5年7月20日
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台	
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
兵庫区長期放置	自転車 13台 原動機付自転車 0台	令和5年7月24日
神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 36台 原動機付自転車 0台	令和5年7月27日
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 0台	
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 20台 原動機付自転車 0台	
和田岬駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
駐輪場内	自転車 7台 原動機付自転車 0台	
兵庫区長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和5年7月28日

神戸市告示第316号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年8月22日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先  
別表のとおり
- 2 保管期間  
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間  
垂水自転車保管所  
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで  
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
垂水区西舞子8丁目20番19号 垂水保管所	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和5年7月3日	垂水区福田5丁目6番20号 建設局垂水建設事務所 電話707-0234
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 1台	令和5年7月7日	
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 1台	令和5年7月12日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 1台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和5年7月18日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	西舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 1台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和5年7月24日	
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和5年7月27日	
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定による建築協定書の提出があったので、同法第71条の規定により公告します。

この建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、関係人の縦覧に供します。

令和5年8月9日

神戸市長 久 元 喜 造

1 建築協定の名称

カルチャーリベルテ学園都市－戸建住宅街区－建築協定

2 建築協定区域の位置

神戸市西区学園東町3丁目1884番45 他

3 縦覧期間

令和5年8月9日から同年9月6日まで

4 連絡先

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号

神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課

電話(078)595-6555

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第72条第1項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行いますので、関係人で御意見のある方は、御参集ください。

令和5年8月22日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 建築協定の名称  
小松すずらん台第2建築協定
- 2 建築協定区域の位置  
神戸市北区北五葉4丁目1番96号 他
- 3 公開による意見の聴取の開催日時  
令和5年9月11日（月）  
11時00分から11時30分まで
- 4 公開による意見の聴取の場所  
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号  
三宮国際ビル6階  
建築住宅局602会議室
- 5 連絡先  
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号  
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課  
電話(078)595-6555

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第72条第1項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行いますので、関係人で御意見のある方は、御参集ください。

令和5年8月22日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 建築協定の名称  
スマートコモンシティ西神南 I 地区建築協定
- 2 建築協定区域の位置  
神戸市西区井吹台西町六丁目43番10 他
- 3 公開による意見の聴取の開催日時  
令和5年9月7日（木）  
15時00分から15時30分まで
- 4 公開による意見の聴取の場所  
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号  
三宮国際ビル6階  
建築住宅局602会議室
- 5 連絡先  
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号  
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課  
電話(078)595-6555